

令和3年度 第2回丹波市人権行政推進審議会会議録（摘録）

日 時：令和3年6月28日（月）午前10時開会～午後0時20分閉会

場 所：氷上住民センター 大会議室

出席者委員：森秀樹会長、足立儀明職務代理者、金川方子委員、亀井剛委員、藪猛委員、細田哲子委員、増南文子委員、村上幸子委員

欠席者委員：高畑豊代子委員、山本育男委員、上村行男委員、瀬尾せつ子委員

事務局：まちづくり部長、教育部次長兼学校教育課長、まちづくり部人権啓発センター所長、副所長兼人権推進係長、隣保館係長、人権啓発センター職員

傍聴人：なし

報告事項：（1）第3次丹波市人権施策基本方針「第1章」「第2章」「第3章」の記載内容（案）について

協議事項：（1）第3次丹波市人権施策基本方針「第3章」の記載内容（案）について

（2）第3次丹波市人権施策基本方針「第4章」の記載内容（案）について

① 同和問題（部落差別）

（3）第3次丹波市人権施策基本方針各人権課題の現状と課題、施策の方向性について

① 女性の人権

② 子ども・若者の人権

③ 高齢者の人権

④ 障がいのある人の人権

⑤ 外国人の人権

資料：【資料1】前回審議会での意見・指摘事項への対応表

【資料2】第1章、第2章の記載内容（案）

【資料3】第3章の記載内容（案）

【資料4】第4章の記載内容（案）「1. 同和問題（部落差別）」

【資料5-1】各人権課題の現状と課題、施策の方向性「2. 女性の人権」

【資料5-2】各人権課題の現状と課題、施策の方向性「3. 子ども・若者の人権」

【資料5-3】各人権課題の現状と課題、施策の方向性「4. 高齢者の人権」

【資料5-4】各人権課題の現状と課題、施策の方向性「5. 障がいのある人の人権」

【資料5-5】各人権課題の現状と課題、施策の方向性「6. 外国人の人権」

1 開会

・開会あいさつ

・委員12名中8名の出席により、会議が成立していることの確認（丹波市人権行政推進審議会設置条例第5条第2項）

・資料の確認

2 会長あいさつ

昼前のご出席しにくい中、ご出席いただいたことに感謝する。

5月末に新聞報道等がされ、ご存知の方もあろうが、神戸地裁柏原支部において仮処分命令が出された。それは、部落差別を助長するおそれのある動画がインターネット上で公開され、動画の投稿者ではなく、動画サイトの管理者に削除を命令したというものであった。全国初との報道であった。

これまでにあった人権課題も、インターネットという新しい媒体が生まれてくることで、変化しつつある。現在策定している人権施策基本方針についても、変わらない部分は大切にしながら、そして新しい課題にも対応していくようなものにしたいと考えている。委員の皆さんのご審議をお願いする。

【会議公開・非公開の決定について】

審議にあたっては、特段個人情報特定されることはないため、公開とする。なお、議論を進めていく中で個人が特定されるような内容となった場合には、非公開とする旨を確認する。

3 報告事項

- (1) 第3次丹波市人権施策基本方針「第1章」「第2章」「第3章」の記載内容（案）について
事務局より資料1、2、3に基づき報告

4 協議事項

- (1) 第3次丹波市人権施策基本方針「第3章」の記載内容（案）について

【意見要旨】

会長

資料3の1頁目、「小・中学校における人権教育」の箇所の1行目で、前回資料では「小中学校における人権教育は、全ての教育活動の基盤に同和教育を柱とした人権教育を位置づけ、」とあったが、今回は「小・中学校においては、すべての教育活動の基盤に同和教育を柱の一つとした人権教育を位置づけ、」と再提案となっている。

この部分について、前回の議論を振り返っておく。意見が分かれた部分と、そうでない部分、意見が一致している部分があったかと思う。委員から、「同和教育」を省いても、意味は通じるのではないのか、「同和教育」イコール「人権教育」というふうに意味が取れる、といった趣旨の意見があった。この点について、人権には様々な課題があり、同和問題はそのうちの一つであり、「同和教育」が「人権教育」でありイコールであることはないというのが、委員の全員が一致した考えであったと考える。しかし、「同和教育」が果たしてきた役割はあるであろう、ということも全員が否定するものではなく、納得するところであった。ただし、人権課題は多様化しているという点も全員が認識している。

結果として、両者の意見は、それほど対立しておらず、認識に大きな違いはなかったのではないかと感じている。つまり、「同和問題を柱として」の表記について、その解釈について、若干のずれが生じていたと考えている。

見方として、「柱として」の記述は、人権教育のすべてが同和教育である、つまり「人権教育」イコール「同和教育」と捉えることができるので、誤解を与えるというものと、もう一つの見方として、人権教育のすべてが同和教育ではないが、同和教育の成果や手法を継承して、あらゆる

人権課題の解決を目指すという意味だというものである。おそらく、事務局は2番目のほうの趣旨で記載したと考える。

私のほうで議論を整理した。このような認識で間違いないか。

委員

前回の議論は、そのとおりであった。このあと事務局の新たな提案を聞くことになるのか。

会長

そうである。それでは、以上の整理を踏まえ、改めて、今回の資料3が事務局から提示されたので、事務局より説明を願う。

【事務局より資料3に基づき説明】

会長

ただ今、前回の議論を踏まえた説明があった。質問や意見を願う。

委員

前回会議を踏まえ、事務局がいろいろと考えられ、この資料を作成されたことは本当によく分かる。しかし、「柱の一つとして」という表現に引っかかりを感じる。いったい、柱を何本たてるのか。日本の人権教育は、同和教育を取り込むことにより、日本社会の課題が見えてきたと考える。全同協ができて約70年が経つ。学校教育、住民教育などで70年間積み重ね、人権教育は何を目指すのか、はっきりしてきたと考える。もちろん、様々な人権課題に取り組まなければならないことは間違いないことである。しかし、何本もの柱で並列に考えるのではなく、同和教育で積み上げられてきた実践を継承していく必要があると考える。それが「同和教育を柱とした」という意味である。この記述ではそこが分からない。同和教育をすることによって、日本の中の様々な課題が見えてきた。同和教育は、人々の視点を育ててきた。それらをバラバラに捉えるのではなく、差別はなんなのか、差別は周りの人にとってどういう問題なのか、同和教育で培ってきた質を継承することである。それは「同和教育を柱とした」と言う表現で表れている。同和教育を中心として、同和教育を積み重ねてきた、ということをきちっと表現することが大切である。

70年間実践として積み重ねてきたものをきちっと表現する必要があると考える。今回の新たな文章は、意味が分からなくなったと考える。いかがであるか。

委員

私も委員と同じ意見である。個人的には「同和教育を重要な柱として」という表現にしてほしいという考えである。どのような言葉でもやることは変わりがない、同じだということは分かるが、このような方向性を出す方針では、大事にしなければならない言葉であると思う。県などの文書を見ても、この「同和教育を重要な柱」という表現を使ってきており、今も使っている。全国的にも使われている考え方の一つである。もちろん全てではないが、この場では大切にして表現してほしい。

会長

お二人から意見をいただいた。他にはないか。

委員

「同和教育を柱の一つとした」という表現では、確かに何本の柱があるのか、と感じた。「同和教育をはじめとした」では、表現が薄くなるのではとも感じた。気になる点は、第2次丹波市教育振興基本計画の策定の際に、審議会で様々な議論がされ、決定されたと考える。その議論は大切にすべきであり、そのままの表現で入れたほうがよいと考える。また、この審議会で表現を変えることはどうなのか、整合性を図ったほうがよいのではと感じた。

会長

もとのままの表現「同和教育を柱とした」がよく、教育振興基本計画と整合性を図った方がよいという意見であった。

事務局

教育振興基本計画を変えてよいのかという点については、変えても問題ないと考えている。表現を変えても、計画に基づき行うことはなんら変わらない。

会長

表現を変えてもよいが、尊重はしたほうがよいということか。

事務局より「同和教育を柱の一つとした」という説明があったが、「一つとした」という表現を削除した方がよいという意見、また教育振興基本計画とある程度整合性がある方がよいという意見である。

もともと「柱とした」という教育振興基本計画の表現を用いていたが、それを修正された経緯もあると思う。「同和教育」イコール「人権教育」とは誰もが思っていないが、そう読み取れるという意見も出された。それを踏まえ、誤解を招かないようにという論点があり、柱が何本あるのかという論点もある。柱はいくつかあるだろうが、その中から一つだけあげているのは、特別なことではないのかと考える。それらを踏まえて、表現されている。

委員

事務局の修正は大きく2つあり、先ほどから出ている「柱を一つとした」という箇所と、その後続く、「多様な人権に関わる課題の解決に向け、総合的に取り組む」という箇所である。よって、前半の「柱を一つとした」という表現を元の「柱とした」としても、それに続く表現で、読者の誤解を生むことはないと考える。

会長

今の意見について、他の委員の皆さんはどう考えるか。

委員

前回、誤解を生じるのではないかと意見された委員が不在であり、このまま議論を続けていっ

てよいものかと考えたりもする。この部分の議論を保留にはできないのか。この部分の表現にかなりこだわりを持たれていた。

会長

今日ご欠席の理由は分からない。今の意見は、この審議会の中での意見の合意を大切にしたいということである。この箇所の表現について、ご意見はあるか。

委員

同和教育は長い歴史があり、培ってきたものがあり、大切なことであるので、賛成である。

事務局

同和教育が培ってきた成果や手法について尊重し、それを踏まえ全ての人権課題について対応するというのを、この第3章のみでは表現しきれない。しかし、「同和教育」イコール「人権教育」と読み取れるという意見もこの審議会で出されたので、そこは、誤解のない表現にする必要があると考え、教育振興基本計画とは違った表現を用い、提案をさせていただいている。

そして、その「同和教育が培ってきた手法を人権教育に生かす」ということは、あとで説明をするが、その次の第4章での個別課題を記載する「同和教育（部落差別）」の施策の方向性のところで、しっかりと書き込んでいる。

この第3章では、すべての人に誤解なく、理解していただくことを考えた表現で、提案をさせていただいた。

会長

「柱の一つ」となると“格下げ”になるのかどうか、つまり“唯一の柱”でなくなるのが問題だという意見が出された。ところが、それは同時に、“柱になりうるものはそれだけではなく、別のものもある”と考える方もある。基本的には、同和教育の実践や考えは受け継がれなければならないが、同時に、それだけで済むのではなく、多様化ということもあるので、「柱の一つ」と表現する。しかし、「一つ」とするが、そこはわざわざ「同和教育」という例を挙げている。受け継ぎつつ、多様化の側面も対応するというのを表現していると理解できる。

“唯一の柱”でなければならないのか、ということについて意見を出していただきたい。

委員

人権教育は、かわいそうと思うことや同情ではなく、人として尊ぶということである。未来につながってくる教育はなんだろうと考えたとき、人間としての価値を見出すことであり、そこを同和教育は突き進めてきた。それは、どの人権課題に対しても同じであり、共通のことである。

会長

ご意見のとおりと考える。ただし、今は、入口が多様化していてもよいと考える。子ども達も様々な体験をする。同和問題から学ぶ子どももあれば、いじめ問題から入っていく子どももあり、学びを深めていく。

委員

そのとおりで、同和教育が示してきた到達点に行き着く。

会長

到達点は人権教育だと考える。そのことに対して、同和教育が非常に大きな役割を果たしてきた。例えば、アメリカの人権運動から、公民権運動についての学びをなくすことはナンセンスであると考え。だからといって、人権運動の入口が全て公民権運動からということではなく、多様であっていいと思う。唯一の入口かと言われると、いろんな入口があつてよいと考える。同和教育が大切なことを教えてくれることは間違いない。

「柱の一つとした」という表現がいけないのかどうかと言われると、「柱の一つとした」という表現でも、意味は理解できる。目指すところは一緒であり、学ぶべきことも一緒である。

委員

入口は色々あつてよいと私も思う。しかし、「柱の一つとした」では、自分の意を汲んでいただいていないと感じる。ほかにも「同和教育を重要な柱とした」という意見も出ている。私は、「柱の一つとした」という意見よりも、より「同和教育を重要な柱とした」という表現に賛成である。

会長

皆さんが意見を出していただいて、決めていただくとよいと考える。ただし、議論は踏まえていきたいと考える。

事務局

今、意見があつた「同和教育を重要な柱とした」という表現は、元の「同和教育を柱とした」という表現よりもより強い表現に聞こえる。そういった意見があることはよいことと考えるが、誤解を生じないようにしたいという考えからすると、“同和教育が人権教育の中で重要”という表現をすると、誤解を生じるのではないかと危惧する。

会長

言葉の重大性に鑑みると、“重要な”とか“この上ない”といった形容詞を入れたいという気持ちがあるのは分かる。しかし、「柱である」といっておいて、“重要でない”柱はないと思う。そこは、どれだけ言葉を重ねるのかということだと思う。それは、取り巻いている状況によって変わるが、柱が重要であることに変わることはない。

先ほどの事務局は、無用な誤解を生じさせたくないと言う意図での説明であつたと思う。

他の委員の方で、ご意見をお願いします。

委員

難しい問題であるが、これまでの経験から、同和教育がベースにあつたと感じている。その中から、自分が感じたこと、気づきなどが、様々な人権感覚に結びついてきたと考える。柱と言う表現は大切であり、あつてしかるべきと考えるが、“一つ”という言葉に絞ると、限定されるように感じるので、この表現がもっと幅広く捉えることができるいい表現があればと思うが、表現ま

では考えられていない。

会長

「一つとした」という表現がなぜわざわざ入っているのかと感じられているということか。

なかなか難しい問題と考えるが、委員からの意見は、「一つとした」という表現がないほうがよいという意見が大勢かなと感じる。

事務局に何うが、前回、誤解を生じる表現だと発言のあった委員は欠席であるが、「一つとした」の表現のない方が意味が通りやすいという意見が大勢であり、あったほうがよいという意見の方はない、またもう一つ、教育振興基本計画に沿った文言であるほうがよいということもあり、最初の表現で条件を満たしているということになるのではと考える。

委員

前回の会議録で確認したが、「同和教育を柱とした」を抜いても意味は通じるとのことであるが、その通り意味は通じるが、思いは通じないと感じる。こういった方針を策定する際に、思いを大切にせず、表面的なことのみに記載すれば、だれも意見を出さないし、議論にもならない。書いた言葉で議論することが大切であり、その言葉を取り下げることはいかかなものかと思う。よって個人的には「重要な柱として」という表現にしてほしいと発言した。

形だけのいい文書を作成しても、そこに熱い言葉がないと、この方針は絵に描いた餅になる。たった一つの言葉であるが、思いとして残してほしい。しかし、審議会という全体の場での議論であるので、その議論の中で決定されればよいと考える。

事務局

色々意見を出していただいた。次の審議会で、もう一度議論の時間を持つことにしてはどうか。

会長

次回の議論を持てるのか。

文言の点で若干の食い違いがある。今、3つの意見がある。もともとの案「同和教育を柱とした」、今回の案「同和教育を柱の一つとした」、もう一つが「同和教育を重要な柱とした」である。

委員

もう一つ、事務局は、その後に「多様な人権に関わる課題の解決に向け、総合的に取り組む」と修正しており、「同和教育を柱とした」としても、「同和教育を重要な柱とした」としても、それによって打ち消している。

会長

その2行目の部分は、誰からも異論が出ていないので、それでよいと考える。

今は、1行目の部分についてであり、3つの意見が出ている。

この内、「同和教育を柱の一つとした」については、なぜ「一つとした」が入っているのか違和感があると感じている方が、全員ではないが比較的多い。

そうすると、あとは「同和教育を柱とした」か、「同和教育を重要な柱とした」のどちらかが残っているということであろう。

そこで考える上で、前回意見を出された方の意見は踏まえておかなければならない。この場にはないからといって、明らかに間違っていない意見であるならば、ないがしろにすべきではないと考える。それぞれの意見、思いがあることは分かるし、それを共有すべきである。だからといって、他の案がまったくダメであるということにもならない。それを踏まえたうえで、“重要な”を入れるのか、入れないのかを議論すべきである。

私は、柱で重要でないものはないと考えるので、たとえ“重要な”が書いてなくても、“重要な柱”と書いてあると読んでいいと考えるが、“重要な”がないと全く伝わらないのかどうか、もう一つは、教育振興基本計画での表現を使う方がよいという議論もある。この2つの選択だと考える。

事務局からは、議論を先に延ばすと先ほど発言があったが、委員の中で大きな意見のずれはないと感じるので、先延ばしすることではないとも考える。

委員

今回、多くの委員から発言がされた。違う意見、様々な意見もあったことは、議事録から分かる。自分達の意見が深まった。これ以上、議論を延ばすことはしんどい。

事務局

色々な意見があり、出来るだけその意見を聞き、合意を図ることが重要であると考えている。欠席の委員からは意見を聞くことが出来なかったが、しかし、本日、多くの委員が「一つとした」という箇所には違和感があるという意見を聞かせていただいた。当初の教育振興基本計画で表現しているものと同じ「同和教育を柱とした人権教育」が、皆さんの意見の合意であるという考える。

会長

“重要な”という表現を入れたいという気持ちもよく分かる。ただ、同時に、様々な立場の方もいらっしゃるということも考える必要があり、事務局として、多面的に意見を聞かれた上で、提案されたと理解している。よって、当初の原案どおりでどうか。事務局より、原案をもう一度、示していただいて、考えたいと思う。

事務局

記載案であるが、1段落目は、「小・中学校においては、すべての教育活動の基盤に同和教育を柱とした人権教育を位置づけ、多様な人権に関わる課題の解決に向け、総合的に取り組みます。」となり、2段落目以降は、記載しているとおりのこととなる。この記載案でいかがか。

会長

この記載案について、教育委員会としてはどうか。

事務局

今回、この「小・中学校における人権教育」の箇所が議論の対象となったと聞き、出席している。

まず、この教育振興基本計画を策定したのが2年前であり、「すべての教育活動の基盤に同和教育を柱とした人権教育と位置づけ」と記載したが、当時の審議会の中では意見は出なかった。ただし、議会において、「“同和教育を柱とした”という表現はどうか。削除してもよいのではないか。」という意見をいただいた。その際に、教育長と部長が5つ意見を述べている。先ほどから意見が出ている同和教育の成果・手法を生かすということ、現状として差別が残っているということ、平成28年12月に部落差別解消法が施行され、部落差別が残っていることを認識し、その解消に向け国内全員で努力する必要があるということ、兵庫県教育委員会の指導重点において「同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ」という記載があること、教育長が同和教育を小・中学校で行っていくことに対する決意を述べたということ、がある。この5つの点を受け、教育委員会としては、前回の記載案としたところである。

しかし、この審議会の議論の中で、その表現が「同和教育イコール人権教育」という誤解を生むのではないかと、という意見が出されたということで、誤解を解く必要があるのではないかと考え、まちづくり部と文面を改めて協議し、本日の記載案を提案した。記載内容は、この審議会で決定すると聞いているので、教育委員会としてもその決定に基づいて進める。また、学校においては、教育振興基本計画に沿って今後も取組を進めていくという決意である。

会長

大変熱心に議論にいただいた。全ての方の意見に沿ったものにはなっていないかもしれないが、審議会であるので、多様な意見があり、それを踏まえた上で、決断しなければならないと考える。先ほど事務局から読み上げのあった内容で決めたいと考えるが、いかがか。

まだ議論に乗っていないというようなことがあるならばご意見を出していただき、そうでないならば、了承ということで進めさせていただきたいが、いかがか。

全委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。この案でいくこととする。

(2) 第3次丹波市人権施策基本方針「第4章」の記載内容(案)①同和問題(部落差別)について

事務局より資料4に基づき説明

【意見要旨】

会長

事務局より第4章の同和問題(部落差別)について説明があった。ご意見、ご質問をお願いします。

委員

1 頁目の現状と課題の○の3つ目について、1 行目「これらの取組により、同和教育（部落差別）に関する市民の差別意識は解消の方向に向けて進んでいるものの」とあるが、無関心層が増えている中で、教育啓発により確実に変わってきたことは、コミュニティの周り人たちの意識が高まり、それを許さないということになり、差別的な言動、露骨に差別をする方は、確実に減った。成果はそれだと思う。しかし、課題として、差別に対する無関心ということがあり、積極的に関わろうとしないということがあることから、「市民の差別意識は解消の方向に向けて進んでいる」という表現をもう少し工夫してほしい。

会長

今の意見は、1 行目の、「差別意識は解消の方向に向けて進んでいるものの、依然として根深く存在しています」の箇所を正確に表現してはどうかというもので、具体的には、露骨な差別的言動は減少しているが、根深く残っている問題としては、無関心層があり、そういった中に差別意識も残っており、もう少し具体的な表現を積み重ねてはどうかという意見であった。

委員

教育の成果は見えにくい。しかし、教育や啓発をやり続けているが上に、露骨な差別をできない社会にしてきたということを引きちと明確にすることが大切である。

会長

今の点について、○の5つ目に、差別意識や忌避意識が残っているということ、消極的な意見があるということ、そして、同和問題に関心があるという割合が減少傾向にあると、記載がある。さらに、盛り込むような事柄があれば、事務局に申し出てほしい。

事務局

差別意識が解消方向に向かっているということは、市民意識調査の結果からも判明している。差別的な言動が減っている、ということについては理解できるし、感覚的にはそのとおであると考えるが、データの裏づけがなく、表現として盛り込めるかは課題である。

会長

具体的な調査で判明すること、感覚的なことにずれが出ることもあるかもしれないが、市が発行するものであるので、根拠がどこにあるのか、裏付けのある記述をする必要があるという意見もそのとおりである。

先ほどご指摘のあった点は、後段のあたりに比較的によく記載がされていると思うので、さらにいい表現があるようならば、事務局までご連絡いただきたい。

委員

承知した。

会長

こんな表記があればよいという意見があれば、事務局にとっても、書くべきことであると分かってよい。

委員

○の4つ目に関して、部落差別解消法は、地方自治体に3つの取組を促している。1つ目は相談体制の充実、2つ目は教育・啓発の充実、3つ目は部落差別の実態に関する調査である。実態調査のことをここに書いていないのは、わざとであるのか分からないが、書き込むとすれば、下から2行目に、全体の意識調査ではなく、被差別部落を対象とした生活実態調査、又は実態把握のことを記載してほしい。法をもう一度確認していただき、3つ目として、実態調査を加えてほしい。

もう1点、2頁目の施策の方向性の(2)隣保館における活動の推進の箇所で、ここにおいても、実態把握という言葉を加えてほしい。隣保館活動において、実態把握も重要なことであると考え。最後の行に「実態把握の充実に取り組む」といった文言を入れてほしいと思っている。

会長

今のご意見に関してはどうか。

事務局

今のご意見に関して、この箇所は、部落差別解消法が出来たことについて、趣旨とその内容について記載している。実態調査については、第6条において国が行うとしている。付け加えるとすれば、法に謳われている地方公共団体の責務について、もう少し書き込むことは可能である。

会長

今の点は、事務局で、記述の検討をお願いし、委員の方に示すことにする。

時間が押してきている。

今、2点ご意見をいただいたが、法律に関する方については、法の趣旨に基づいた記載を事務局で検討をお願いする。

事務局

他にお気づきの点があれば、事務局まで連絡いただきたい。

(3) 第3次丹波市人権施策基本方針各人権課題の現状と課題、施策の方向性について

- ① 女性の人権
- ② 子ども・若者の人権
- ③ 高齢者の人権
- ④ 障がいのある人の人権
- ⑤ 外国人の人権

会長

先に、事務局より、資料５－１から５－５の全ての資料の説明を受け、その後は、個別課題ごとに議論を進める。

事務局より資料５－１から５－５に基づき説明

会長

順に確認していく。まず、資料５－１女性の人権について、主として、右側の「主な課題と施策の方向性」について意見や気づかれた点をお願いします。

委員

現在、自治会長をしているが、女性の役員を登用しようと、三役のうち一人は登用したいと、頼みに行ったが、皆さんから「私にはできない」と言われ断られた。このような現状に、市として後押しはないのか、積極的に押してほしい。規約を改正することも検討はしているが、それも難しい問題がでてくると思う。現実はそのようなことだ。女性の意識を変えていってもらう必要がある。

委員

今のご意見について、女性がしり込みするということは、これまで女性が活躍する場がなかったからである。私自身、自治会の三役を経験したことがあるが、自治会で初めてであった。実際にやってみると出来た。やってみると、今まで気づけなかった自治会運営のこと、皆さんから集める自治会費の使い道などに、非常に興味をもった。皆さんが思われるほど「いや」ということはないと感じた。思ったことは、女性が役員になったときに、どれだけ回りの方の支えがあるのか、ということにつける。「女に何が出来るのか」といった声もあったと思う。

しかし、これだけ人口が減り、高齢化になっており、女性も男性と同じように色々な仕事を担っていかないとやっていけない時代になってきている。皆さんの意識も変わってきていると思う。

これまで、出前講座として市内の色々な集落に行ったが、ある自治会で「役員の中に女性を一人入れているので、男女共同参画ができています」と言われたことがある。確かに、それは入口であるが、そうなったことにより、自治会運営がどう変わったのか、女性の役員にどれだけの権限があったのか、ということがとても気になった。また、ほかの自治会で、「うちの家庭は男女共同参画が進んでいる」と話された男性があった。それは「嫁さんの洗濯ものを干している」ということであった。確かに、それは家事の一端を担ってはいるが、男女共同参画ではないと感じた。もう少し、女性を後押しする協力が必要でないかと感じた。

また、女性が家庭と言われると、育児、家事、介護など、あまりよいイメージがない。それを夫さんが少しでも担ってくれるようになると、自治会活動やボランティア活動に積極的に参加していきやすくなる。子育て中の母親にとっては、まだまだ男性の育児休暇も少ないと聞く。

男性も女性も力を分け合いながら、やっていくことが必要でないかと感じた。

会長

とても重要な論点である。

自治会も、PTAなどもそうだが、性差がでてしまうというのが現状である。変えていきたい

という思いもあるが、様々な環境要因もあり、なかなか進んでいかない、という問題提起であった。そういった問題の相談や、体験などが共有できるような場所や仕組みがあればよいと考える。それが既であればお知らせする必要があるであろうし、ないのであれば、作っていく必要もあるかと思う。

事務局のほうで、現状を確認していただき、施策の方向性で盛り込む必要があるならば、記載することも含め検討してほしい。

委員

大変よい意見をいただいた。ただ、役員を体験したことについて、どんどん回りに口コミで広めてほしいと感じた。一旦、役員を受けられた方が、ようやく役が終わった、ということだけではなく、役員をしてどうだったか、こんなことがよかった、よく分かった、ということを広めてほしい。

自治会の広報紙作成に女性の方にお世話になっている。その楽しさをアピールできるように、周りに伝わるようにしている。広報紙に、自治会内にはこんな方が住んでいる、ということを取上げて載せたが、とても好評だった。楽しく、頑張っているということを共有し、アピールし、盛り上げている。

事務局

先ほどの意見について、女性の自治会活動参画に対する意識改革、女性が役員になられた際のサポートが大切である、といったご意見であった。市では、男女共同参画センターを設置しており、自治会に男女共同参画推進員を設置したり、女性役員の体験者の声の発信などを行ってきた。他自治体では、自治会で女性役員登用の場合に補助金出すという制度があり、これまでに検討したこともあるが、それには少し問題もあるのではないかと導入には至ってはいない。

女性が社会に参画にすることに対する意識改革を進め、また悩みがあるということならば、男女共同参画センターで受け付ける。

委員

委員が言われるとおりで、私が終わった後が続かなかった。声を掛けても、「私にはできない」という反応ばかりであった。しかし、昨年度、女性役員が二人となった。自治会役員の中で、女性役員が一人という環境は、とてつもなくしんどく、辛い部分がある。そこで、一人ではなく、是非とも二人で、仲間がいる環境で、という話となり、選ぶこととなった。そのような事例もあるということ伝えておく。

会長

一步を踏み出した場合、その後を支えていく仕組みも大切であると感じた。

資料5-1 女性の人権について、他にあれば、事務局まで連絡していただきたい。

続いて、資料5-2 子ども・若者の人権について、意見を願います。

委員

主な課題と施策の方向性も④の箇所、「引きこもり」と漢字で表記されているが、書籍や県で

は「ひきこもり」とひらがなで表記されている場合が多い。検討していただければと思う。

丹波市の主な取組の⑩の箇所、「不登校やいじめなどへの支援」とあるが、「不登校やいじめ防止などへの支援」ではないか。

会長

文言を確認して、表記していただきたい。

委員

不登校の子ども達について、どこかの機関が継続的に対応する必要があると考える。主な課題と施策の方向性の③の箇所か、④の箇所になるのか、不登校の子ども達の対応が大切であり、そこからひきこもりにつながっていくのでは懸念する。それに対する取組について、文章化する際に、明確に書いていただきたい。

会長

丹波市における具体の取組について、きちんと説明する必要があり、それを③、④を踏まえ、記載して行ってほしいという意見であった。これについても、次回示される事務局案で確認を取るということになる。

続いて、資料5-3 高齢者の人権について願います。

委員

丹波市の主な数値等の⑥の箇所で、丹波市シルバー人材センター会員数が示されているが、既に登録されている方の更新が5年ということのようだが、その際に、非常に気を遣うという声を聞いたことがあり、気になる。高齢化が進む中、高齢者の居場所を考えるということは非常に大切なことだ。医療費の上昇の抑制、介護予防のためにも、いつまでも生き生きと元気であることは非常に大切である。

その下の⑦の箇所で、単位老人クラブ数 58 とあるが、これは市の老人クラブに加盟している数だと思う。市から老人クラブに活動補助金が出るが、会員が 30 人以上の場合、加盟している老人クラブは9万円であるが、加盟していないクラブは2万1,000円である。どこでその差が出るのか分からない。次回、説明をいただければ嬉しい。

事務局

手持ちの資料がないので、確認の上、次回お示しする。

委員

丹波市の主な取組の⑩の箇所で、支えあい推進会議の設置とある。会議は設置されているが、設置されているだけというところが多い。表現されるのであれば、支えあい推進事業に向けての会議の設置、というような表現の方がよい。自治協の推進員をしているが、会議が出来て終わりではなく、事業ができてどうかということが大切である。

会長

ご指摘のとおり、会議は作るが、それを動かす仕組みが大切である。情報を精査していただき、表現していったほしい。

委員

高齢者の人権になるのか若者の人権になるのか、迷うところだが、8050 問題ということがある。8050 問題に関して、丹波市の現状がどうであるのか、把握されている情報はあるのか。これから問題が表面化していくことになる課題であると考えてるので、どこに相談すればよいのかといったことなど、市民にどのように周知啓発していくのか。

事務局

両方に関わる課題であると考えている。

資料 5-2 では、丹波市の主な取組の⑩の箇所で、子ども・若者サポートセンターとあるが、ここが若者のひきこもりに対応している施設であり、主に 40 歳までを対象として、相談や居場所を提供している。現状としては、その下の丹波市の主な数値等の③で、相談件数が 927 件、居場所活用が 491 件という状況である。それ以外の方については、「福祉まるごと相談」という相談窓口が昨年度から立ち上がっており、ひきこもり・生活困窮などを総合的な福祉相談の中で対応している現状である。ひきこもりの対象者がどれくらいあるのか、ということは分かっておらず、推測値しかないということである。

会長

いきなり 50 歳になって出てくるということではなく、様々な要因が起こる中で見えてくるということであろうから、担当部署が連携して進めていくということであろう。そのあたりも確認の上、記載を検討していただきたい。

委員

部落差別以外に様々な課題がある、という共通認識があるにも関わらず、それぞれの課題について議論が深まらないのは、それぞれの当事者の方の意見を聞いていないからではないか。当事者の方の声をこの方針にどうやって届けるのか。

人権のまちづくりには、それに関係する方、皆の関わりが大切である。ひきこもりの親達の課題、障がいがある方の問題、外国人就労者の課題、自治会運営における女性登用の課題など、自分達のまちづくりをどうしていくのかを考えること、それが人権のまちづくりになると思う。

会長

当事者の方がいないと、差別は顕在化しないし、また当事者でない方が「差別とはこうである」と大きな誤解をしてしまうことがある。

当事者の意見で取り入れていることは書いていただき、また強化していかなければならないということがあれば、それも書いていく必要があるだろう。また、書くにあたり、必要があるならば、担当部署に確認を取っていただくこともある。

委員

障がいのある方の人権について、精神障がいのある方に関わることがあるが、他の障がいの法律よりも10年ほど遅れており、取組がずっと遅れている。精神障がいのある方の就労支援について、1時間200円の時給で、1日の就労時間は4時間もない。お弁当を持参しないで、給食を食べると240円もかかり、送迎バスを使用するとバス料金もかかる。その方たちの自立は本当に難しいと感じる。その親も高齢になっており、それが現状である。

会長

居場所という福祉の観点と、自立という観点、そのずれがある。

委員

障害者年金を受給し、ヘルパーに薬の管理支援を受けながら、アパートでひとり暮らしをされている方がいる。その方のお金の管理を手伝っている。色々な支援制度があり、それらを活用しながら自立を探るという方法もある。

事務局

様々な現状、事例、課題を聞かせていただいた。この方針でどこまで書くのか、なかなか個別・具体の施策・取組まで書くことは難しいと思っている。そういった中で、それぞれの施策の中に人権の視点が必要であるということ、施策の方向性や取組の中で書いていくことになると思う。

会長

親御さんや当事者の方は、不安や問題を抱えて暮らされているということを書いていただいた。それに対して、相談窓口を作るといったようなことを書き込んでいくことになろうと思う。まさに、当事者意識にたって書いていっていただきたい。

今のご意見は、資料5-4に入っているが、資料5-5について意見を願います。

委員

技能実習生の方、親子で日本に来られている方について、日本語教室のことで、ボランティアに頼るのではなく、行政として責任を持って関わっていくという姿勢を書くことが必要でないかと考える。支援員を置く、そのためには予算が必要である。

会長

主な課題と施策の方向性の④の箇所に関連する。丹波市の実情を把握し、人権側からのバックアップについて、市の支援について一定の記述が必要であろうという意見であった。

事務局

学校おける支援については、県の制度を利用しているが、その分では十分ではないということで、市独自で支援者も加え、学習の支援をしている状況である。

日本語教室について、国際交流協会で1箇所、民間で2箇所、取り組んでいただいている。行政で直営ということは難しいが、引き続き、運営の支援を行っていきたいと考えている。

会長

時間が大幅に過ぎている。他にご意見があるようならば、事務局に連絡をしていただきたい。

5 その他

会長

今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

今回は、7月下旬から8月上旬に開催を予定している。本日いただいた個別課題に対するご意見を踏まえ、次回、文章化しお示しする。また、残りの個別課題について、ご意見をいただきたいと考えている。

十分な時間が取れなかったかもしれません。他にご意見のある方は、7月9日を目処にご連絡をいただきたい。

6 閉会

職務代理者

本日は、多くの審議事項があったが、熱心に審議をしていただきお礼を申し上げる。これをもって閉会とする。ご審議ありがとうございました。